

## ●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年9月6日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
同 鍋 嶋 明 人  
同 綾 田 福 雄  
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
漆芸研究所	平成23年5月31日
東山魁夷せとうち美術館	〃
交通政策課	平成23年6月3日
県産品振興課	〃
情報政策課	平成23年6月8日
水資源対策課	〃
自治振興課	平成23年6月10日
選挙管理委員会事務局	〃
統計調査課	〃
文化振興課	平成23年6月15日
政策課（予算調整室）	平成23年7月21日
小豆総合事務所	平成23年7月27日
県立ミュージアム	平成23年8月24日
（瀬戸内海歴史民俗資料館）	〃
（文化会館）	〃
東京事務所	〃
出納局	平成23年8月18日

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入事務について

(ア) 漆芸研究所観覧料について、指定金融機関への払込みが遅延しているものが12件あった。

(漆芸研究所)

(イ) 現金受払簿の記載誤りを、上から白紙を貼付し、又は削って訂正をしていた。（東山魁

夷せとうち美術館)

イ 旅費の支給について

県内旅費、県外旅費について、出張日から3か月～6か月支払が遅れているものがあつた。

(県立ミュージアム)

ウ 契約について

印刷製本に係る随意契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあつた。(自治振興課)

エ 郵便切手類受払簿について

郵便切手類受払簿(大田市場)については、受払簿をパソコンで作り直しており、月計・累計もしていなかつた。(東京事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし